

令和元年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1 / 6)

項 目	回 答 趣 旨
1. 公共事業予算の増額確保と地域建設業者向けの工事の増加について	<p>社会資本の整備は未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に引き継いでいくためには、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保することが不可欠と考えております。</p> <p>昨年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年度の2次補正予算から3カ年で集中的に実施していくことが決定されました。全体で約7兆円の事業規模に対し、2年目となる令和元年度までに約5兆円を確保することとしており、概ね順調に進捗しているところです。</p> <p>関東地方整備局としても、平成30年度の2次補正予算で2,965億円、今年度当初予算で20,942億円が配分され、前年度比1.09倍となっております。</p> <p>防災・減災、老朽化対策をはじめとする諸課題にしっかりと対応できるよう、必要な予算を確保するよう努めて参ります。</p>
2. 入札契約制度・運用の改善について	<p>(1) 低入札価格調査基準について、更なる引き上げとともに、上限を撤廃していただきたい</p> <p>低入札価格調査基準は、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための基準であり、財務省との協議が必要となりますので、ご意見について、本省に伝えて参ります。</p> <p>設計労務単価の更なる引き上げをお願いします</p> <p>積算に使用する公共工事設計労務単価は、ご存じのとおり、公共工事に従事する建設労働者の賃金の支払い実態を、職種ごとに労働基準法に基づく「賃金台帳」から調べる「公共事業労務費調査」の結果に基づいて決定しており、平成24年から平成31年までの間に48%あげてきました。また、それと共に、公共工事設計労務単価の上昇が現場の技能労働者の賃金水準向上という好循環に繋がるよう、建設業関係団体にも適切な賃金水準の確保をお願いしてきました。今後とも適正な支払いに努めていただきたいと思っております。</p> <p>なお、労務単価の見直しについては、全国的な内容ですので、引き続き、本省に伝えて参りたいと思っております。</p> <p>(2) 工事の発注にあたっては、地元企業が参加しやすい規模とするよう努めていただきたい</p> <p>地域の建設業者は、社会基盤整備、維持修繕の担い手であると同時に災害時においては地域の守り手であり、工事発注においても将来にわたる品質確保や災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と認識しています。</p> <p>そのため、工事発注にあたっては、工事の特性や地域の実情を踏まえつつ適切な工事規模を設定することとしています。</p> <p>(3) 入札参加条件において、配置技術者自身の実績でなく、企業としての実績があれば競争参加できるように改善していただきたい</p> <p>公共工事の発注においては、品質確保を図るために経営と技術力に優れた企業が工事を受注することは重要なことであり、これまで企業の施工実績や配置予定技術者の工事経験を求め評価しているところです。</p> <p>しかし、施工実績や工事経験が少ない企業、技術者は参入しにくいことから、競争参加資格の施工実績や経験については、必要以上に厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないように努めているところであり、ご理解頂きますようお願いいたします。</p> <p>(4) 「地域密着工事型」については大半を県内の地元企業が受注できるようご配慮願いたい。特に「地域防災担い手確保型」「自治体実績評価型」や「技術提案チャレンジ型」について発注件数を増やしていただきたい。</p> <p>関東地方整備局では、将来にわたる品質確保のため、担い手の中長期的な育成、確保、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と考えております。</p> <p>そのため、総合評価においては“地域精通度”や“地域貢献度”を高く評価する「地域密着工事型」を施工能力評価型の工事で実施しており、平成30年度に県内で「地域密着工事型」を適用した17工事では、15工事が県内に本店を有する企業が受注されています。</p> <p>この他にも、災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」、国発注工事の実績がない企業の競争参加機会を確保するため、都県政令市発注の工事成績を同等に評価する「自治体実績評価型」、過去3年間に国発注工事の実績がない企業であっても技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」の適用工事も拡大を図るなど、引き続き取り組んで参ります。</p>

令和元年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2 / 6)

項 目	回 答 趣 旨
2. 入札契約制度・運用の改善について	<p>(5) 入札実施後から応札者への通知までの期間の短縮をお願い 入札書提出から落札決定までの期間については、技術審査や施工体制の確認等の必要な期間であり、ご理解をお願いします。</p> <p>(6) 営繕工事においては補正措置が適用されておりましたが、夏場の猛暑下での作業の厳しさは土木工事と同様ですので、営繕工事においても同様な補正をお願い 営繕工事においても熱中症対策に取り組んでおります。 今年度は、各地方整備局等が発注する既契約工事及び入札手続き中の工事を含む全ての営繕工事を対象に「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」の通知文にて熱中症対策の周知を行っているところです。 具体的には、足場に設置する遮光ネット、ドライミスト、暑さ指数(WBGT値)の計測装置を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更において必要となる費用を計上することとしております。 なお、それ以外の一般的な熱中症対策に関する項目は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用が計上されております。</p>
3. 施工時期の平準化について	<p>■国として平準化をさらに推し進めるとともに、自治体に対する指導にもさらに力を入れ改善を図っていただきたい</p> <p>施工時期の平準化について、関東地方整備局では「平準化率0.9以上」を目標として設定し、鋭意取り組んでいるところであり、平成30年度は、件数ベースで0.88、金額ベースで0.93となっています。</p> <p>具体的には、年度当初に事業が少なくなることや年度末における工事完成時期・履行期限が過度に集中することを避けるため、計画的な発注に努めるとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、状況に応じ繰越制度や2カ年国債を活用することにより、適切な工期の設定、適切な経費の算出等に取り組んでおります。令和元年度においては、平準化を目的とした2年国債を約410億円確保、昨年度と同様にゼロ国債を設定するなど計画的な工事発注に努めて参ります。</p> <p>県、市町村における平準化の取組については、国や地方公共団体等の発注機関で構成される「関東ブロック発注者協議会」において、各発注機関の平準化の取組状況を取りまとめ公表するとともに、発注機関毎に平準化等の目標設定の検討をするなど、平準化の取組を推進しているところです。</p> <p>しかしながら、平成29年度の神奈川県では件数ベースで0.71、金額ベースで0.77、神奈川県内の市町村平均では件数ベースで0.47、金額ベースで0.73であり、国より低い状況となっています。</p> <p>また、参加企業の技術者の配置計画、労務資材の手配に活用いただけるよう、各発注機関の「発注見通し」を都県の地区単位で統合し公表を行っており、神奈川県内においては、地区単位を7地区とし、国、特殊法人、神奈川県のほか県内全市町村(33自治体)と連携し「発注見通し」の統合公表を行うなど、引き続き平準化に資する取組を推進して参ります。</p>

令和元年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (3 / 6)

項 目	回 答 趣 旨
<p>4. 市町村への品確法運用指針の徹底について</p>	<p>■市町村に対してその要請内容を始め品確法運用指針を徹底し、制度・運用の改善を図っていただきたい。その際に個々の市町村の制度・運用の問題を把握し、改善を求めていくには、県の積極的な関与が欠かせないと考えられるので県との連携強化を図っていただきたい</p> <p>品確法を含めた地方公共団体への浸透については、これまでも国、地方公共団体、特殊法人等の公共工事発注機関で構成する「関東ブロック発注者協議会」等を通じて取り組んできたところですが、公共工事の品質確保等に向けた取組をより一層推進するため、本年5月29日に開催した「関東ブロック発注者協議会」では、新たに各都県の代表首長（市長会長、町村会長）にも参画頂き、発注者間の協力体制の強化等を図ることとし、新・担い手3法改正案の周知並びに設計変更ガイドラインや工期設定ガイドラインの取組など運用指針に基づく各発注機関における取組状況等について情報共有を行うなど、公共工事の品質確保に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>また、関東地方整備局では、7月11日に開催した新・担い手3法に関する説明会のほか、本日午前中には、県及び市町村等で構成される発注者協議会神奈川県分科会において改正品確法を始めとする新・担い手3法の周知や、ご指摘のありました最低制限価格の設定や低入札価格調査基準等の設定、工事の履行保証制度、適切な設計変更の実施については、神奈川県と協力し改めて発注者協議会を通じて関係自治体にお伝えしたところです。</p> <p>その他、関東地方整備局の独自の取組として、本年6月21日に改正品確法の趣旨も踏まえ“地域インフラ”サポートプラン関東 Ver. 3.0を公表したところですが、その中でも地方公共団体の発注者育成支援を行うこととしており、今後も引き続き各機関と連携し、新・担い手3法の浸透を図って参ります。</p> <p>■「建設産業政策2017+10」の「地域力の強化」の項目で示された、市町村が主体となった建設産業の振興・発展の取組みを推進</p> <p>地域の建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域社会の守り手」として、重要な存在であると認識しております。</p> <p>地域により身近な市町村が一丸となって、地域建設業の振興のための取組を推進していくことは、重要であると考えております。</p> <p>引き続き、市町村のそれぞれの特性に応じて、自らの地域にあった産業振興等のビジョンを策定する場合の参考となるよう、実際に策定されているビジョンの例等について、様々な機会を通じて周知・案内して参ります。</p>
<p>5. 働き方改革への対応について</p>	<p>■週休二日制が可能となる適切な工期設定や予定価格の設定</p> <p>工事発注にあたっては、工事現場の施工条件や制約条件等の各種現場条件の確認を行い、作業日数や準備・後片付け期間に適切に反映させるとともに、休日・降雨日・出水期・現場条件による作業不能日（不稼働日）を考慮し、適切な工期設定に努めております。</p> <p>また、発注時において、工期設定の根拠となる条件を示した工事工程表の開示（試行）を行うとともに、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にすることとしております。</p> <p>ご意見を踏まえ、引き続き、適切な工期設定に努めて参ります。</p> <p>国土交通省では、平成30年4月1日以降に入札公告する工事のうち週休2日の確保に取り組む工事においては、現場の閉所状況に依じた各経費の補正を行ってきたところであり、今年度は引き続き、間接工事費、労務費及び機械経費（賃料）の各経費の補正係数を用いた必要経費の計上を行うことが示されたところです。</p> <p>これにもとづき、発注者指定型工事においては、当初契約時に適正に予定価格に反映しております。受注者希望型工事については、精算変更において適正に反映することとしており、平成30年度完了工事において、補正係数に基づき16件で精算変更をしております。</p> <p>引き続き、適切に予定価格及び精算変更反映して参ります。</p>

令和元年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (4 / 6)

項 目	回 答 趣 旨
<p>5. 働き方改革への対応について</p>	<p>■技術者の施工体制の効率化や提出書類の簡素化等の環境整備を進めていただきたい</p> <p>技術者の施工体制の効率化については、平成29年8月9日「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」により、専任の必要のある工事現場ごとに配置する監理技術者等について、常駐を必要とするものではないことや、その具体例として研修、講習、試験等への参加が明記されました。さらに平成30年12月3日の改正により、働き方改革を推進する観点を踏まえ、休暇等の取得が追記されました。</p> <p>なお、先般公布された改正建設業法において、工事現場の技術者に関する規制を合理化し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請けの監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認するとともに、 ・下請けの主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要とすることとしております。 <p>提出資料の簡素化については、平成27年度より工事書類の提出方法を事前協議で明確にすることで、紙媒体の提出に加えて電子データを提出する二重提出の防止に向けて取り組んでいます。</p> <p>平成28年度には、各都県の建設業協会と共同で、工事関係書類のスリム化点検を実施、平成29年度に「土木工事書類スリム化ガイド」を作成しました。その中で、作成不要書類を添付しても工事成績では評価しない、書類の見栄えが工事成績に影響しないこと等を明記しています。</p> <p>また、平成30年6月に「土木工事書類作成マニュアル」について改定を行いました。</p> <p>平成31年4月には「請負工事成績評定要領」を改定し、過剰な書類作成を促す表現の見直しを行うとともに、添付不要・提出不要等作成時の留意事項を明記しています。</p> <p>さらに、平成30年3月に改定された設計変更ガイドラインには、設計変更するために必要な資料の作成については、発注者が受注者に対して具体的な指示を行い、その資料作成業務については契約変更の対象とすることを明記しています。</p> <p>これらについては、ホームページへ掲載するとともに、業団体との意見交換会等における周知、監督職員から受注者へ配布説明など様々な機会を通じて受発注者双方に浸透を図っているところです。</p> <p>工事の検査時に工事書類を限定する「工事検査書類限定型モデル工事」については、平成30年度に2件の試行した結果、検査時間の短縮など効率化が図れたとの意見を頂いています。今年度は試行工事のさらなる拡大を予定しています。</p> <p>今後も引き続き、工事書類の簡素化に努めるとともに受注者の作業負担軽減に向け周知徹底を図って参ります。</p> <p>■週休二日制モデル工事については、補正割合が実際の所要経費と比較して小さすぎるので補正係数を上げ、特に労務費については、日給月給制の技能労働者の総収入低下を招くことのないよう大幅な引き上げを図っていただきたい</p> <p>毎年、公共事業労務費調査を実施しており、この調査から得られる労務費の積算基準の率と実態の乖離状況等を踏まえ公共事業労務費の見直し・改定が行われております。</p> <p>平成30年度より、週休2日の導入等休日拡大に伴って支給する手当の実態を把握するための調査が追加されております。</p> <p>本調査については、各受注者にご協力をいただいているものであり、今年度も継続して調査を行う予定としております。</p> <p>ご意見について本省に伝えていくとともに、関東地方整備局としても、見直し・改善につなげられるよう現場の実態把握に努めて参ります。</p> <p>■営繕工事については、発注者指定型を導入し積極的に対象拡大を図っていただきたい</p> <p>営繕工事においては、平成30年4月1日以降、受注者希望方式として週休2日制適用工事を26件実施^(※)してきたところです。</p> <p>(※：H30.4.1～R1.7.31関東地方整備局管内実施件数)</p> <p>発注者指定方式は、令和元年度より工事規模、施工条件等を検討して実施しており、上半期4件の発注をしています。今後も、施工条件等を検討し実施していく予定です。</p> <p>これらの工事のモニタリング結果等を踏まえ、今後拡大の検討を図って参ります。</p>

令和元年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (5 / 6)

項 目	回 答 趣 旨
5. 働き方改革への対応について	<p>■週休二日制モデル工事を実施していない市町村が多く、中には「5年後の残業の罰則付き上限規制の適用時までには実施すればいい」という認識している市町村もあることから、市町村に対してモデル工事の早期実施を働き掛けていただきたい</p> <p>関東地方整備局では、関東ブロック発注者協会を通じて関東地方整備局での週休2日制適用工事の取組状況の他、運用指針等について継続して周知・浸透を行っているところです。</p> <p>また、本日開催された「発注者協会神奈川分科会」においても、神奈川県と連携し、関係する市町村に対し週休2日制適用工事等の情報提供を行ったところです。</p> <p>引き続き、神奈川県と連携しながら県内各市町村に対し、週休2日の取組並びに運用指針の浸透に向けた取組等を推進して参りたいと思います。</p>
6. 適切な現場対応等について	<p>■円滑な工事着手のための発注前事前調整の徹底</p> <p>工事発注に際し、事前に、関係機関や関連施設等との協議・調整等を行うとともに、「土木工事条件明示の手引き(案)」(平成30年3月改定)を活用し、適正に条件明示を行う等、円滑に工事着手・施工ができるよう努めているところですが、ご意見を踏まえ、各現場において、発注前の事前調整が確実に実施され、円滑な工事着手ができるよう周知徹底を図って参ります。</p> <p>■工事着手にあたって必要な最新の図面及びデータの提供</p> <p>発注者から貸与する図面やデータ等については、最新のものを貸与することとしておりますが、ご意見を踏まえ、各現場で確実に最新の図面及びデータが提供されるよう周知徹底を図って参ります。</p> <p>■次の書類作成の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工にあたって調整が必要な関係機関との協議書 <p>関係機関との協議に必要な資料等については、必要最小限の作成に留めることとしておりますが、ご意見を踏まえ、現場で確実に実施されるよう周知徹底を図って参ります。</p> <p>なお、共通仕様書及び土木工事書類作成マニュアルに示されている工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出(書類)等については、法令、条例または設計図書の定めに基づき必要なものとなりますので、ご理解をお願いいたします。</p> ・ 設計変更が必要な場合の図面等の書類 <p>「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的な対応方法を記載しております。設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うこととしております。</p> <p>なお、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象となります。</p> <p>また、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、設計変更審査会を開催することとしており、受注者の発議による開催も可能となっております。この場をご活用いただき、書類の作成等について、協議いただくこともできます。</p> <p>ご意見を踏まえ、各現場において、設計変更に必要な書類の作成や手続き等、適正な設計変更が行われるよう周知徹底を図って参ります。</p> ・ 工程等の内部打合せ用書類 <p>工程等の打合せに関する資料については、必要最小限の作成に留めることとしておりますが、ご意見を踏まえ、過度な打合せ用書類の作成を求めることがないよう周知徹底を図って参ります。</p>

令和元年度 (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (6 / 6)

項 目	回 答 趣 旨
6. 適切な現場対応等について	<p>■現場技術員への施工管理、書類の提出等の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計変更の協議において内容が理解できないなど技術力が不足している ・不必要な書類の作成指示がある反面、提出すべき書類を理解していない <p>発注者支援業務における担当技術者の配置については、共通仕様書などにおいて、一級土木施工管理技士などの資格保有者または、同様の業務実績を1年以上有する者を配置するように規定していますが、業務の受注者の責において配置されるものでありますので、技術力が明らかに不足し、工事に影響を与えるようであれば、現場技術員の交代など、管理技術者に求めて参りたいと思います。</p> <p>また、書類に関しては、平成29年度に作成した「土木工事書類スリム化ガイド」に作成不要書類を明記するとともに、平成30年6月に「土木工事書類作成マニュアル」について改定を行いました。これらについては出張所長等より現場技術員へ指導しているところであります。</p> <p>今後も引き続き、受注者の作業負担軽減に向け周知徹底を図って参ります。</p> <p>■現場の課題解決には、事務所、出張所の担当官及びコンサルタント会社の方々の受注企業現場担当者への対応が大きく影響しますので、日々の密接なコミュニケーションに努めるよう指導をお願いします</p> <p>関東地方整備局では、三者会議やワンデーレスポンス、設計変更審査会等を活用しながら、工事発注後に発生する様々な課題に対して、受発注者で円滑かつ迅速に解決を図るよう努めているところです。</p> <p>引き続き、円滑かつ迅速な課題解決に向け、受発注者間で良好な関係を構築し、日々の密接なコミュニケーションに努めるよう周知徹底を図って参ります。</p>